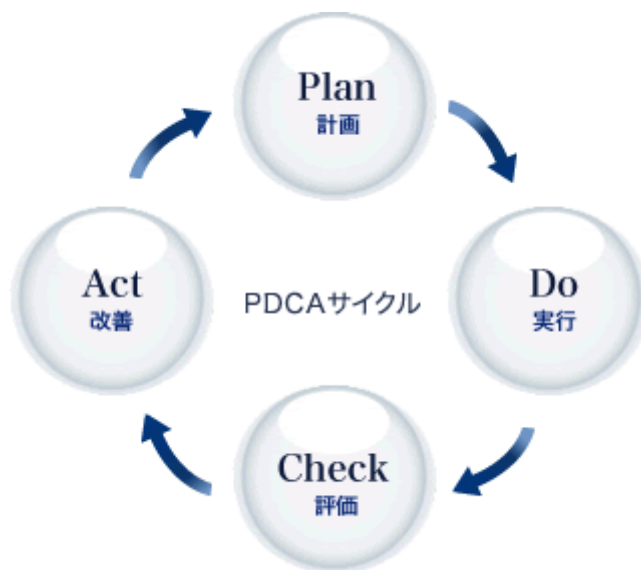


運輸安全マネジメントへの取組み

中山運送株式会社では、2006年10月の自動車運送事業関係法（道路運送法及び貨物自動車運送事業法）の一部を改正する法律に対応し、『運輸安全マネジメント』に関する諸方策・活動を計画・実施しております。「PDCAサイクル」の考え方を取り入れ、安全計画の継続的な改善を通じて、さらなる安全レベルの向上に努めています。



安全基本方針

当社は、「地域との共生」を図ることを基本理念とし、「輸送の安全確保」が当社の最優先すべき使命であることを深く認識し、常時、経営トップをはじめ全社員が一丸となって、安全に対する意識改革の徹底を図るため、次の通り安全方針を定めます。

1. 車両を運転するに当たっては「道路交通法」「道路運送車両法」「貨物自動車運送事業法」等各種法令を遵守すること。
2. 乗務員は、自己の職責と任務の重要性を自覚し、健全なる心身の保持に努め、同僚との和を図り明朗な職場づくりを心掛けること。
3. 勤務時間中の飲酒はもちろん、酒気を帯びた状態で就業してはならない。また、勤務時間外においても、勤務時に影響の残るほどの飲酒はしてはならない。
4. 乗務員は、許可（運行管理者又は責任者）なくして、車両を無断で運転してはならない。また、運転免許の資格のない車両を運転してはならない。
5. 乗務員は、日常点検の確実な実施を行い、運行の安全確保に努めなければならない。
6. エコドライブを徹底し、資源の節約、環境の保全を積極的に行うこと。

平成 18 年 10 月 1 日制定

安全管理規程

中山運送株式会社



目次

第1章	総則
第2章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第3章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第4章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第15条及び第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場に於ける安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実に実施し、安全対策を定期的に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 1 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 2 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。
- 3 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- 5 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 6 当社及びグループ各社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 7 協力会社を利用する場合にあっては、協力会社の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、協力会社と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、協力会社の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
 - ④ その他必要な管理者
- 2 安全責任者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所内の指導監督を行う。
 - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の六に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③ 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。

- 1 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 2 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 3 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 4 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 5 輸送の安全の確保について、定期的にかつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 6 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、改善に関する必要な意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 7 運行管理が適正に行われるよう、関係法令及び運行管理規程に基づき、運行管理者を統括管理すること。
- 8 整備管理が適正に行われるよう、関係法令及び整備管理規程に基づき、整備管理者を統括管理すること。
- 9 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 10 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、ただちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画書を作成し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

又、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他、特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、すみやかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認め

る場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全管理規程、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部へ公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、すみやかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

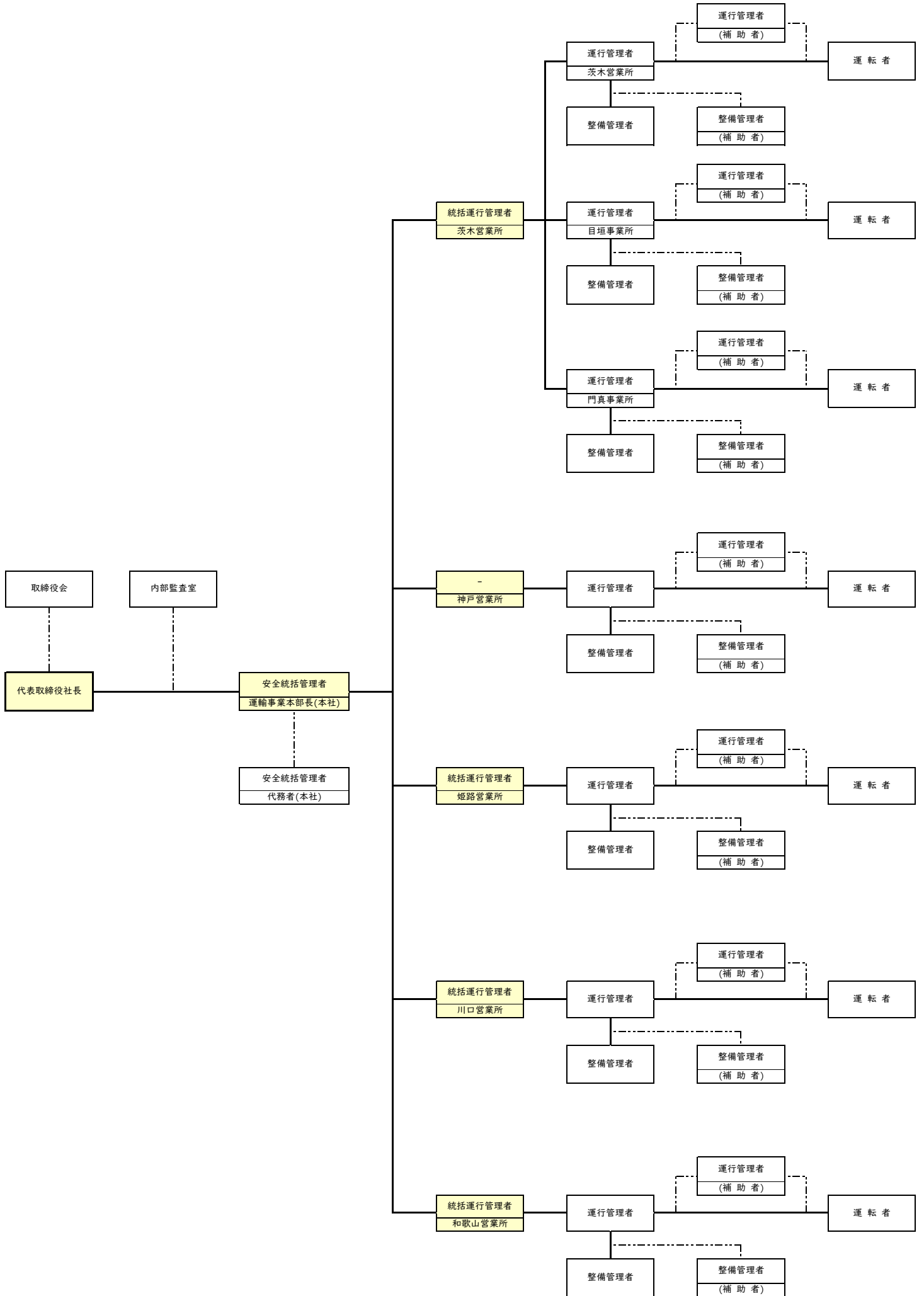
2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報、その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

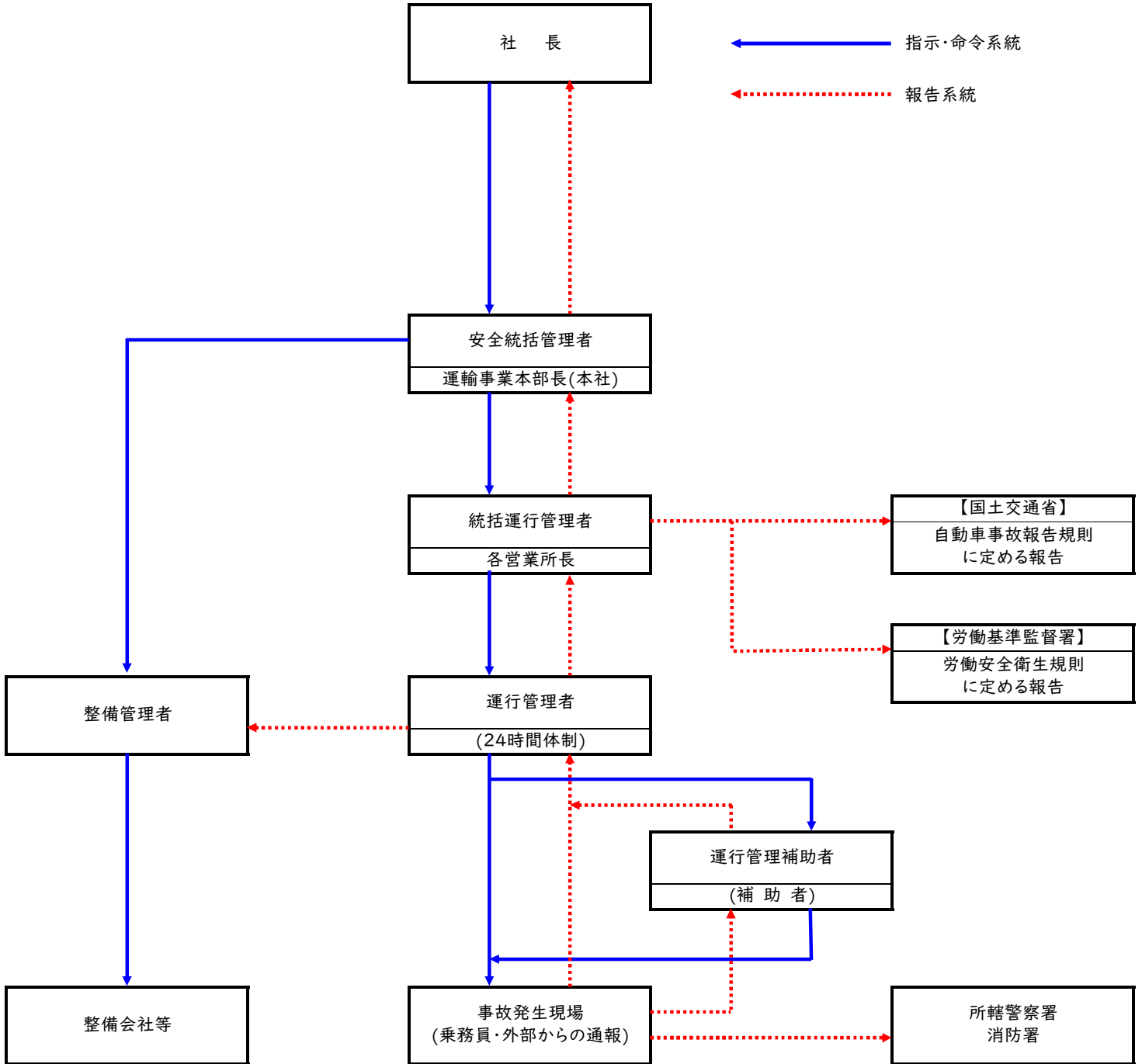
附則

第一条 本規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

《安全管理組織図》



《 事故・災害等連絡体制図 》



2024年

中山運送株式会社

わが社の運輸安全マネジメントの取り組み

事故防止のための安全方針

- 輸送の安全はわが社の経営の根幹である
- 安全は全ての業務に優先する
- 関係法令や社内規則を遵守する
- 安全運行はプロドライバーの社会的使命である

社内への周知方法

- 安全方針の各営業所への掲示
- 社内教育での安全方針に関する周知・指導 等
- 社内報やホームページ等への掲載

安全方針に基づく目標（2024年1月1日～2024年12月31日）

- 重大事故 **0件** の継続
- 人身事故 **0件**
- 物損事故 **0件**

目標達成のための計画（2024年1月1日～2024年12月31日）

- 事故対策委員会の毎月実施
- 無事故営業所の表彰制度
- 輸送の安全に関する教育及び研修を継続的に実施

わが社における安全に関する情報交換方法

- 事故対策委員会での安全に関する意見交換
- ドライブレコーダーを活用して、管理者による安全指導を実施
- ドライブレコーダーの事故映像を全営業所に展開

わが社の安全に関する反省事項

- 安全方針に基づく目標及び目標達成のための計画の取り組み状況を毎月チェックし、安全対策の問題点を把握する

反省事項に対する改善方法

- 反省事項を分析・検討し、安全上の問題があれば、直ちに積極的に改善に取り組む

わが社の安全に関する目標達成状況（2023年1月1日～2023年12月31日）

- | | | | | |
|---------|---------|---|----------|-------|
| 2023年目標 | 重大事故 0件 | ⇒ | 重大事故 1件 | 目標未達成 |
| 2023年目標 | 人身事故 0件 | ⇒ | 人身事故 2件 | 目標未達成 |
| 2023年目標 | 物損事故 0件 | ⇒ | 物損事故 57件 | 目標未達成 |

わが社の事故に関する情報（2023年1月1日～2023年12月31日）

- 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 1件